

お得意先様 各位

日東工業新ジャストラインレーザー【キャビスタ】申込書

FAX 047-365-1910



スズデン株式会社
千葉県松戸市上本郷701-7
TEL 047-703-2015
<http://fa-ubon.jp>

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます
このたびは、日東工業様図面作成機能付きシステム
「新ジャストラインレーザー【キャビスタ】」申込まいただき、
誠にありがとうございます。

ご記入の上、FAX送付いただけますよう、お願い申し上げます。敬具

新ジャストラインレーザー【キャビスタ】を利用するにあたり、
別紙の利用規約に同意し、利用を申し込みいたします。

申込日:平成____年____月____日

郵便番号(必須) : _____

住所(必須) : _____

社名(必須) : _____

利用申込者(必須) : _____ (印)

Eメール(必須) : _____@_____

電話番号(必須) : TEL _____

【利用者申込者以外で使う方は、下記にご記入ください】利用者毎のID登録となります。】

■利用者 [氏名] _____

[Eメール] _____@_____

お客様ご記入欄

<ご提供いただいた個人情報の取扱いについて>

- ①個人情報は、ジャストライン【キャビスタ】の運用、弊社からの製品・サービス紹介、イベントのご案内に使用させていただきます。
- ②本お申込にてジャストラインクラブ・N-TECに登録させていただきます。メールにおきまして最新情報をお送りします。
- ③上記使用目的に従った使用を行うにあたり、配送業務を委託する業者に対して必要な範囲で開示する場をを除き第三者には開示いたしません。
- ④個人情報に配慮するとともに安全対策に努めます。

スズデン(株)もの造りサポートینگサイト「FAUbon」担当:鈴木

受付印

日東工業株式会社 御中

【日東工業株式会社 営業所記入欄】

当社営業所担当者

出荷先コードを記入 3359 - _____

所長印

送付先:業務部システム課

日付:平成____年____月____日

システムカ印

《ジャストライン利用規約》

申込者（以下「甲」という）殿は、日東工業株式会社（以下「乙」という）のジャストライン〔ジャストラインレーザー〕システム（以下「本システム」という）を利用するにあたっては、以下の利用規約を遵守します。

第1条（定義）

本システムとは、乙の商品であるキャビネットのユーザー様が乙のキャビネットの在庫を確認してキャビネットの穴加工図を作成し、乙に穴加工を発注できるよう、乙が自ら開発したシステムである。

第2条（利用手順）

甲は、以下の手順により本システムを非独占的に利用することができる。

- ①甲は、乙所定の申込書により、乙の営業所を介して、乙に対し利用の申込を行う。
- ②乙が申込を承認した場合は、乙はログイン用IDパスワードを甲に提供する。
- ③甲は、ログイン用IDパスワードを入力して本システムの利用を開始する。

第3条（秘密保持）

1. 甲は、乙が作成した本システムの資料、乙の商品在庫情報等の乙の業務上、営業上の秘密を秘密として保持し、第三者に対し開示、漏洩してはならない。
2. 甲は、本システムおよび本システムにアクセスするパスワードを第三者に使用させてはならない。
3. 甲は、本システムを使用または管理する甲の従業員に対し、在職中はもちろん退職後においても本条の秘密保持義務を負わせなければならない。

第4条（本システム障害時の措置）

1. 甲が、本システムに係る設備の故障または電気通信回線の途絶その他の事由により、本システムに障害が発生したことを発見したときは、乙に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図る。
2. 前項の障害が発生した場合、甲は、当該障害が復旧するまでの間、必要に応じ、電話またはファクシミリによるか、それに代わる方法により、乙に対して商品在庫照会を行い、図面作成を行う。
3. 甲が本システムを利用した結果生ずるすべての損害に関して、乙は一切責任を負わない。

第5条（不正取引等の防止に関する措置）

甲は、誤入力、データ内容の改ざん、データ内容の不正取得・漏洩、コンピュータウイルスの進入、その他これに類する事故を防止するため自ら安全確保措置を講じなければならない。万一事故が発生し損害を被った場合、安全確保措置を講じなかった当事者自身が損害を負担する。

第6条（権利の帰属、譲渡）

1. 本システムに関するすべての権利は乙に帰属する。
2. 甲は、本システムを第三者に使用させ、または使用权を第三者に譲渡してはならない。

第7条（本システム利用の停止）

乙は、以下のいずれかの事実あるときは、甲に対し催告、通知を行って、甲の本システムの利用を停止することができる。

- ①甲が本利用規約のいずれかの定めに違反したとき。
- ②甲による本システムの利用がほとんどないとき。
- ③理由の如何を問わず、乙が本システムの運用を中止または終了するに至ったとき。

以上
平成27年8月作成